

道路特定財源の確保を求める意見書

昨今、道路整備は都市部を中心に全国的にはあたかも完了したかのごとく伝えられているが、地方においてはいまだ十分とは言えず、和歌山県においては道路改良率ワースト2位、高速道路供用率ワースト2位など全国的にも特におくれている。

今後活力ある地域づくり、都市づくりを推進するためにはさらなる道路整備は欠かすことのできない施策であり、その整備充実は住民が長年にわたり熱望しているところでもある。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることになる。和歌山県では暫定税率廃止により、平成20年度当初で約64億円、本市においては約7,000万円規模の減収が見込まれている。

また一方で、種々議論の的となっている道路特定財源の不適切な使途については、国民に対して不信を抱かせる大きな要因となっていることもあり、適正化に向けた検討の必要性も十分理解はしているが、本市の現状を勘案すれば、この財源の確保ができなければ、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど深刻な事態に陥ることとなる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下を招くなど、市民生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国においては、地方の道路実情及び財政状況、また道路整備に対するニーズが依然として高いことを十分認識の上、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関係法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月10日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿
経済財政政策担当大臣	大田弘子	殿